

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（略称：鳥獣保護管理法、狩猟法、鳥獣保護法、鳥獣法）

（平成 14 年法律第 88 号）（公布日 平成 14 年 7 月 12 日）（令和 7 年法律第 28 号による改正）（施行日 令和 7 年 9 月 1 日）

e-Gov（法）：<https://laws.e-gov.go.jp/law/414AC0000000088/>

e-Gov（施行令）：<https://laws.e-gov.go.jp/law/414CO0000000391/>（令和 7 年 9 月 1 日施行）（令和 7 年政令第 255 号）

e-Gov（施行規則）：<https://laws.e-gov.go.jp/law/414M60001000028/>（令和 7 年 9 月 1 日施行）（令和 7 年環境省令第 21 号）

環境省 HP：<https://www.env.go.jp/nature/choju/law/law1-1.html>

この法律は、鳥獣を対象に希少鳥獣の保護と増加した鳥獣の管理、さらに狩猟に関する規制を定めた法律です。鳥獣保護区では狩猟を禁止され、その中の区域に定められた特別保護地区では開発行為が制限され、鳥獣の保護や鳥獣の生息地の保護を図られています。この法律には責務規定はありません。

<法律の骨格>

- 『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）』は、『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）』を改正して平成 26 年 5 月 30 日に公布され法律です。この背景には、全国的にシカやイノシシなどの一部の鳥獣が急増し、各地で深刻な被害をもたらす一方、狩猟者が減少・高齢化し、捕獲の担い手不足が問題となっていたことがあります。『鳥獣保護法』は、生物多様性の確保や生活環境の保全などの観点から、生息数を適正な水準に増加・維持させたり、生息地を適正な範囲に拡大・維持させたりする“保護”【第 2 条】が目的の法律でした。鳥獣による被害拡大を受けて、適正な水準に減少させたり、生息地を適正な範囲に減少させたりする“管理”【第 2 条】が加わり、法改正が行われました。管理の対象となる鳥獣は「指定管理鳥獣」【第 2 条】としてヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカが指定されています。
- 保護と管理は、都道府県知事が「第一種特定鳥獣保護計画」【第 7 条】、「第二種特定鳥獣管理計画」【第 7 条の 2】を策定する。「第一種特定鳥獣保護計画」は、生息数が著しく減少したり生息地の範囲が縮小したりしている鳥獣が対象としているが、希少鳥獣は除かれる。「第二種特定鳥獣管理計画」は、生息数が著しく増加したり生息地の範囲が拡大したりしている鳥獣が対象で、指定管理鳥獣も含まれる。
- 希少鳥獣に関しては、その保護を図るため特に必要があるときは、環境大臣が「希少鳥獣保護計画」を策定【第 7 条の 3】して保護が行われる。
- 「特定希少鳥獣」として、『「特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣」で「当該希少鳥獣の管理を図るため特に必要がある」鳥獣】【第 7 条の 4】と定義して、環境大臣が「特定希少鳥獣管理計画」が策定して管理することを規定している。
- 日本国内ではこの法律で「狩猟鳥獣」として指定されている鳥獣以外の鳥獣および鳥類の卵の捕獲・採取・損傷は原則禁止されている【第 8 条】。
- 「狩猟鳥獣」の狩猟など、狩猟可能区域（鳥獣保護区【第 28 条】、休猟区【第 34 条】、環境省が指定した区域以外【第 11 条】）に限られ、狩猟期間外の狩猟は原則禁止されている。狩猟可能な区域や機関であっても、狩猟方法に制限を受けることがある。
- 鳥獣保護区には、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区と指定され、工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採などは都道府県知事の許可が必要になる。
- この法律には責務規定はありません。

条項	条文	種類
第 1 条	<p>（目的）</p> <p>この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。</p>	目的

第2条第1項	この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。	定義
第2条第2項	この法律において鳥獣について「保護」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。	定義
第2条第3項	この法律において鳥獣について「管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。	定義
第2条第4項	この法律において「希少鳥獣」とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令 ^{解釈上の注釈1} で定める鳥獣をいう。 (解釈上の注釈1) 施行規則第1条の2で施行規則別表第1を示し、鳥綱99種、哺乳綱34種を指定している。	定義
第2条第5項	この法律において「指定管理鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令 ^{解釈上の注釈2} で定めるものをいう。 (解釈上の注釈2) 施行規則第1条の3で、ヒグマ、ツキノワグマ(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群以外の個体群)、イノシシ、ニホンジカを指定している。	定義
第2条第6項	この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして政令 ^{解釈上の注釈3} で定める鳥獣をいう。 (解釈上の注釈3) 施行令第1条で、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシを指定している。	定義
第2条第7項	この法律において「法定猟法」とは、銃器(装薬銃及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。))をいう。以下同じ。)、網又はわなであって環境省令 ^{解釈上の注釈4} で定めるものを使用する猟法その他環境省令 ^{解釈上の注釈4} で定める猟法をいう。 (解釈上の注釈4) 施行規則第2条で、銃器として装薬銃及び空気銃、網としておそう網、はり網、つき網及びびなげ網、わなとしてくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわなを指定している。	定義
第2条第8項	この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)の対象となる鳥獣(鳥類のひなを除く。)であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令 ^{解釈上の注釈5} で定めるものをいう。 (解釈上の注釈5) 施行規則第3条第2項で施行規則別表第2を示し、鳥綱26種、哺乳綱20種を指定している。	定義
第2条第9項	この法律において「狩猟」とは、法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等を行うことをいう。	定義
第7条第1項	(第一種特定鳥獣保護計画) 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣(希少鳥獣を除く。)がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「第一種特定鳥獣」という。)の保護に関する計画(以下「第一種特定鳥獣保護計画」という。)を定めることができる。	権限付与 (都道府県知事)
第7条の2 第1項	(第二種特定鳥獣管理計画) 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(希少鳥獣を除く。)がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「第二種特定鳥獣」という。)の管理に関する計画(以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。)を定めることができる。	権限付与 (都道府県知事)
第7条の3 第1項	(希少鳥獣保護計画) 環境大臣は、希少鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該希少鳥獣の保護に関する計画(以下「希少鳥獣保護計	権限付与 (都道府県知事)

	画」という。)を定めることができる。	
第7条の4 第1項	(特定希少鳥獣管理計画) 環境大臣は、特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣がある場合において、当該希少鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該特定の地域において当該希少鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該希少鳥獣(以下「特定希少鳥獣」という。)の管理に関する計画(以下「特定希少鳥獣管理計画」という。)を定めることができる。	権限付与 (都道府県知事)
第8条	(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止) 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等(採取又は損傷をいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 1 次条第1項 ^{解釈上の注釈6} の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。 2 第11条第1項の規定 ^{解釈上の注釈7} により狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。 3 第13条第1項の規定 ^{解釈上の注釈8} により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をするとき。 (解釈上の注釈6) 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理などの場合 (解釈上の注釈7) 解釈困難のため説明省略 (解釈上の注釈8) 農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等をするのがやむを得ない場合	義務 (最高で3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金)
第11条第1項	(狩猟鳥獣の捕獲等) 次に掲げる場合には、第9条第1項 ^{解釈上の注釈9} の規定にかかわらず、第28条第1項に規定する鳥獣保護区、第34条第1項に規定する休猟区(第14条第1項の規定により指定された区域がある場合は、その区域を除く。)その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令 ^{解釈上の注釈10} で定める区域以外の区域(以下「狩猟可能区域」という。)において、狩猟期間(次項 ^{解釈上の注釈11} の規定により限定されている場合はその期間とし、第14条第2項 ^{解釈上の注釈12} の規定により延長されている場合はその期間とする。)内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなくて、狩猟鳥獣(第14条第1項 ^{解釈上の注釈12} の規定により指定された区域においてはその区域に係る第二種特定鳥獣に限り、同条第2項 ^{解釈上の注釈13} の規定により延長された期間においてはその延長の期間に係る第二種特定鳥獣に限る。)の捕獲等をするすることができる。 1 次条、第14条、第15条から第17条まで及び第4章第1節から第3節までの規定に従って狩猟をするとき ^{解釈上の注釈14} 。 2 次条、第14条、第15条から第17条まで、第36条及び第37条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき ^{解釈上の注釈14} 。 イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等 ロ 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないでする狩猟鳥獣の捕獲等 (解釈上の注釈9) 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理などの場合 (解釈上の注釈10) 施行規則第8条で、公道、自然公園法の特別保護地区、都市公園法の公共空地など、原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地を規定と規定。 (解釈上の注釈11) 次項では、環境大臣が狩猟期間の範囲内においてその捕獲等をする期間を限定できることを規定。 (解釈上の注釈12) 第14条第1項は、都道府県知事が第二種特定鳥獣の狩猟鳥獣に限って休猟区内で捕獲等できる区域を指定できるとした規定。 (解釈上の注釈13) 第14条第2項は、都道府県知事が第二種特定鳥獣の狩猟鳥獣に限って狩猟期間を延長できるとした規定。 (解釈上の注釈14) 解釈省略。	権限付与
第28条第1項	(鳥獣保護区)	権限付与

	環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。 1 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域 2 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域	(都道府県知事)
第 28 条第 11 項	鳥獣保護区の区域内の土地又は木竹に関し、所有権その他の権利を有する者は、正当な理由がない限り、環境大臣又は都道府県知事が当該土地又は木竹に鳥獣の生息及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることを拒んではならない。	義務 (50 万円以下の罰金) 移転・汚損・毀損・除去は 30 万円の罰金
第 29 条第 1 項	(特別保護地区) 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。	権限付与 (都道府県知事)
第 29 条第 7 項	特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第 1 項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区(以下「国指定特別保護地区」という。)にあつては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区(以下「都道府県指定特別保護地区」という。)にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。 1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 水面を埋め立て、又は干拓すること。 3 木竹を伐採すること。 4 前三号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。	義務 (6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金)
第 34 条第 1 項	(休猟区の指定) 都道府県知事は、狩猟鳥獣の生息数が著しく減少している場合において、その生息数を増加させる必要があると認められる区域があるときは、その区域を休猟区として指定することができる。	権限付与 (都道府県知事)
第 42 条	第二節 狩猟免許 (狩猟免許の条件) 管轄都道府県知事は、狩猟の適正化を図るため必要があると認めるときは、狩猟免許に、その狩猟免許に係る者の身体の状態に応じ、その者がすることができる猟法の種類を限定し、その他狩猟をするについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。	義務 (50 万円以下の罰金)